

附表－16

水 位 周 知 河 川 及 び そ の 区 域

1 国土交通大臣指定河川

水 系	河 川	区 域
神通川	井田川	左岸 富山市八尾町福島字川原40番地先 (県道十三石橋) から 神通川合流点まで 右岸 富山市八尾町字十三石尻43番の3地先
神通川	熊野川	左岸 富山市栗山字野田割292番の2地先 (県道興南大橋) から 神通川合流点まで 右岸 富山市安養寺字砂田割876番の4地先
小矢部川	渋江川	左岸 小矢部市蓮沼1504番地先 (関川合流点) から 小矢部川合流点まで 右岸 小矢部市矢水町94番の4地先

2 富山県知事指定河川

水 系	河 川	区 域
境川	境川	左岸 下新川郡朝日町大平 (上路橋) から 海まで 右岸 新潟県糸魚川市上路
笹川	笹川	下新川郡朝日町笹川 (七重谷川合流点) から 海まで
木流川	木流川	下新川郡朝日町南保 (北陸自動車道橋) から 海まで
小川	小川	左岸 下新川郡朝日町羽入 (上小川橋) から 海まで 右岸 下新川郡朝日町蛭谷
小川	舟川	下新川郡入善町舟見 (連長橋) から 小川合流点まで
小川	山合川	下新川郡朝日町山崎 (山合橋) から 小川合流点まで
吉田川	吉田川	黒部市沓掛5133番地先 (三日市用水取水堰) から 海まで
高橋川	高橋川	黒部市若栗 (県道黒部宇奈月線橋) から 海まで
黒瀬川	黒瀬川	黒部市宇奈月町枳屋1430 (黒西合口用水) から 海まで
片貝川	片貝川	魚津市前黒谷 (黒谷橋) から 海まで
片貝川	布施川	左岸 黒部市池尻 (田粳川合流点) から 片貝川合流点まで 右岸 黒部市田粳字島田
鴨川	鴨川	魚津市本江 (県道富山滑川魚津線橋) から 海まで
角川	角川	左岸 魚津市鹿熊字向割 (市道宮城橋) から 海まで 右岸 魚津市鹿熊字前田割
早月川	早月川	左岸 滑川市蓑輪 (豊隆橋) から 海まで 右岸 魚津市鉢
中川	中川	滑川市上小泉 (新行田橋) から 海まで
中川	沖田川	滑川市沖田新 (市道下梅沢上小泉線橋) から 中川合流点まで
上市川	上市川	中新川郡上市町釈泉寺 (上市川発電所) から 海まで
白岩川	白岩川	左岸 中新川郡立山町中蔵 (町道中蔵橋) から 海まで 右岸 中新川郡立山町白岩
白岩川	枳津川	中新川郡立山町下田 (吉峰橋) から 白岩川合流点まで
白岩川	大岩川	中新川郡上市町柿沢 (柿沢橋) から 白岩川合流点まで
神通川	いたち川	左岸 富山市大泉本町2丁目 (いたち川橋) から 神通川合流点まで 右岸 富山市大泉東町2丁目
神通川	坪野川	富山市婦中町速星 (市道麦島速星線新川橋) から 宮島川合流点まで

水 系	河 川	区 域
神通川	山田川 (婦負山田川)	左岸 富山市婦中町蓮花寺字前田110番地先 から 井田川合流点まで 右岸 富山市婦中町蓮花寺1445番地先
神通川	土川	左岸 富山市森田字辻田割313番地先 から 神通川合流点まで 右岸 富山市森田字三百刈割162番地先
神通川	熊野川	左岸 富山市文珠寺大上割 (文珠寺橋) から 左岸 富山市栗山字野田割292番の2地先 まで 右岸 富山市文珠寺和田平割 右岸 富山市安養寺字砂田割876番の4地先
下条川	下条川	左岸 射水市宿屋 (新宿屋橋) から 放生津潟合流点まで 右岸 射水市下条
庄川	和田川	左岸 射水市梅木 (県道串田新黒河線梅ノ木函渠) から 庄川合流点まで 右岸 射水市山ノ谷
小矢部川	小矢部川	左岸 南砺市天神 (豊栄橋) から 左岸 小矢部市鴨島186番地先 まで 右岸 南砺市高宮 右岸 南砺市本江116番地先
小矢部川	千保川	高岡市東藤平蔵 (J R城端線橋りょう) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	祖父川	高岡市戸出5丁目 (市道331号線1号橋) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	岸渡川	小矢部市七社 (長岡橋) から 荒又川合流点まで
小矢部川	子撫川	小矢部市宮中字新村 (子撫川ダム) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	横江宮川	左岸 小矢部市水島五歩10367番地先 から 小矢部川合流点まで 右岸 小矢部市下後畝字落合野43番地先
小矢部川	渋江川	小矢部市臼谷 (臼谷大橋) から 関川合流点まで
小矢部川	旅川	南砺市池田字千谷川2597番地 (砂防堰堤) から 小矢部川合流点まで
小矢部川	山田川 (砺波山田川)	左岸 南砺市野口字下大島 (城南橋) から 小矢部川合流点まで 右岸 南砺市城端字向川原島
仏生寺川	仏生寺川	氷見市川尻 (川尻橋) から 海まで
上庄川	上庄川	左岸 氷見市中村 (泉大橋) から 海まで 右岸 氷見市泉
余川川	余川川	氷見市高柳 (金谷橋) から 海まで
阿尾川	阿尾川	氷見市森寺 (森寺橋) から 海まで
宇波川	宇波川	氷見市宇波 (中島橋) から 海まで

附表－17

氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報発報担当者及び受報者

1 国土交通省管理区間

水 系	河 川	観 測 所	量水標管理者 発 報 者	受報者 発報者	受報水防管理団体	受 報 量水標管理者	伝 達 方 法
神通川	井田川	杉原橋	富山河川国道 事務所長	河川課長	富山市	富山土木セン ター所長	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
神通川	熊野川	熊野橋	富山河川国道 事務所長	河川課長	富山市	富山土木セン ター所長	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)
小矢部川	渋江川	蓮沼	富山河川国道 事務所長	河川課長	小矢部川中流水害予防組合	小矢部土木事 務所長	公衆回線、防災行政無線等 (マイクロ回線)

2 富山県管理区間

水 系	河 川	観 測 所	量水標管理者 発 報 者	受報者 発報者	受 報 水 防 管 理 団 体	受 報 量水標管理者	伝 達 方 法
境川	境川	境橋	入善土木事務 所長	－	朝日町	－	公衆回線、防災行政無線等
笹川	笹川	笹川	入善土木事務 所長	－	朝日町	－	公衆回線、防災行政無線等
木流川	木流川	木流橋	入善土木事務 所長	－	朝日町	－	公衆回線、防災行政無線等
小川	小川	小川橋	入善土木事務 所長	－	入善町、朝日町	－	公衆回線、防災行政無線等
小川	舟川	学校橋	入善土木事務 所長	－	入善町、朝日町	－	公衆回線、防災行政無線等
小川	山合川	山崎	入善土木事務 所長	－	朝日町	－	公衆回線、防災行政無線等
吉田川	吉田川	舞亀橋	入善土木事務 所長	－	黒部市	－	公衆回線、防災行政無線等
高橋川	高橋川	堀切橋	入善土木事務 所長	－	黒部市	－	公衆回線、防災行政無線等
黒瀬川	黒瀬川	新田橋	入善土木事務 所長	－	黒部市	－	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	片貝川	東城橋	新川土木セン ター所長	－	魚津市	－	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	片貝川	落合橋	新川土木セン ター所長	－	魚津市、黒部市	－	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	布施川	田初	新川土木セン ター所長	－	魚津市、黒部市	－	公衆回線、防災行政無線等
片貝川	布施川	荒町	新川土木セン ター所長	－	魚津市、黒部市	－	公衆回線、防災行政無線等
鴨川	鴨川	鴨川	新川土木セン ター所長	－	魚津市	－	公衆回線、防災行政無線等
角川	角川	住吉	新川土木セン ター所長	－	魚津市	－	公衆回線、防災行政無線等
早月川	早月川	月形橋	新川土木セン ター所長	－	魚津市、滑川市	－	公衆回線、防災行政無線等
中川	中川	中川	新川土木セン ター所長	－	滑川市	－	公衆回線、防災行政無線等
中川	沖田川	沖田川	新川土木セン ター所長	－	滑川市	－	公衆回線、防災行政無線等
上市川	上市川	交観橋	立山土木事務 所長	－	富山市、滑川市、上市町	－	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	白岩川	泉正橋	立山土木事務 所長	－	富山市、上市町、立山町 舟橋村	－	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	白岩川	交益橋	立山土木事務 所長	－	富山市、上市町、舟橋村、 立山町	－	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	白岩川	新池田橋	立山土木事務 所長	－	富山市、滑川市	－	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	栃津川	流観橋	立山土木事務 所長	－	上市町、立山町、舟橋村 富 山市	－	公衆回線、防災行政無線等
白岩川	大岩川	新屋橋	立山土木事務 所長	－	上市町、富山市	－	公衆回線、防災行政無線等
神通川	いたち川	千歳橋	富山土木セン ター所長	－	富山市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
神通川	坪野川	坪野橋	富山土木セン ター所長	－	富山市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等

水 系	河 川	観 測 所	量水標管理者 発 報 者	受報者 発報者	受 報 水 防 管 理 団 体	受 量 水 標 管 理 者	伝 達 方 法
神通川	山田川 (婦負山田川)	長沢橋	富山土木セン ター所長	-	富山市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
神通川	土川	土川橋	富山土木セン ター所長	-	富山市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
神通川	熊野川	熊野橋	富山河川国道事務所長 富山土木センター所長	-	富山市	-	公衆回線、防災行政無線等
下条川	下条川	駅南大橋	高岡土木セン ター所長	-	射水市	-	公衆回線、防災行政無線等
庄川	和田川	本江	高岡土木セン ター所長	-	高岡市、射水市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	小矢部川	新福光大橋	砺波土木セン ター所長	-	南砺市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	小矢部川	川崎橋	砺波土木セン ター所長	-	南砺市 小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	千保川	市場橋	高岡土木セン ター所長	-	高岡市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	千保川	志貴野橋	高岡土木セン ター所長	-	高岡市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	祖父川	樋詰橋	高岡土木セン ター所長	-	高岡市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	岸渡川	岸渡川鉄道橋	高岡土木セン ター所長	-	高岡市、砺波市 小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	子撫川	宮島橋	小矢部土木事 務所長	-	小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	横江宮川	宮川橋	小矢部土木事 務所長	-	小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	洩江川	下御亭橋	小矢部土木事 務所長	-	小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	旅川	柴田屋橋	砺波土木セン ター所長	-	南砺市 砺波市 小矢部川中流水害予防組合	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
小矢部川	山田川 (砺波山田川)	桜橋	砺波土木セン ター所長	-	南砺市	富山河川国道 事務所長	公衆回線、防災行政無線等
仏生寺川	仏生寺川	川尻橋	氷見土木事務 所長	-	氷見市	-	公衆回線、防災行政無線等
上庄川	上庄川	泉大橋	氷見土木事務 所長	-	氷見市	-	公衆回線、防災行政無線等
余川川	余川川	糺屋橋	氷見土木事務 所長	-	氷見市	-	公衆回線、防災行政無線等
阿尾川	阿尾川	指崎橋	氷見土木事務 所長	-	氷見市	-	公衆回線、防災行政無線等
宇波川	宇波川	宇波川	氷見土木事務 所長	-	氷見市	-	公衆回線、防災行政無線等

氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報発報形式

1 国土交通省管理河川

氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報発報形式

正規

〇〇〇〇〇〇
〇〇川氾濫注意情報
(警戒レベル2相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
とやまかせんこくどうじむしょ
国土交通省 富山河川国道事務所 発表
(第1号)

(主文)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】〇〇〇〇〇〇川の〇〇〇〇基準観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫注意水位(〇.〇〇m)に到達しました。

洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報)			
新着・更新		〇〇	
基準観測所		〇〇	
対象河川		〇〇川	
新着・更新	警戒レベル()相当	2	
	現況水位		
〇〇市		2	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

【防災用語ウェブサイト:早見表】

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

(参考)

〇〇川 〇〇基準観測所(〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇川左岸 : 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸 : 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇)

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8404202600
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://sui boumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=136.860277800&y=36.653888900&z=13
------	---

正規

〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
とやまかせんこくどうじむしょ
国土交通省 富山河川国道事務所 発表
(第2号)

(主文)

【警戒レベル3相当情報[洪水]】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位(〇.〇〇m)に到達しました。

市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報)			
新着・更新		〇〇	
基準観測所		〇〇	
対象河川		〇〇川	
新着・更新	警戒レベル()相当	3	
	現況水位		
〇〇市		3	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

[防災用語ウェブサイト: 早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

(参考)

〇〇川 〇〇基準観測所(〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇川左岸 : 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸 : 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇)

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8404202600
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=136.860277800&y=36.653888900&z=13
------	---

正規

〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
とやまかせんこくどうじむしょ
国土交通省 富山河川国道事務所 発表
(第3号)

(主文)

【警戒レベル4相当情報[洪水]】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位(〇.〇〇m)に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)			
新着・更新		〇〇	
基準観測所		〇〇	
対象河川		〇〇川	
新着・更新	警戒レベル()相当	4	
	現況水位		
〇〇市		4	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

[防災用語ウェブサイト:早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

〇〇川 〇〇基準観測所(〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇川左岸 : 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸 : 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇)

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8404202600
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

正規

〇〇川氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
とやまかせんこくどうじむしょ
国土交通省 富山河川国道事務所 発表
(第4号)

(主文)

【警戒レベル5相当情報[洪水]】災害が発生しています。〇〇川では〇〇橋(不明)より氾濫が発生しました。

直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)			
新着・更新		〇〇	
基準観測所		〇〇	
対象河川		〇〇川	
新着・更新	警戒レベル()相当	5	
	現況水位		
〇〇市		5	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

[防災用語ウェブサイト:早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区
〇〇橋	富山県 小矢部市

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(参考)

〇〇川 〇〇基準観測所(〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇川左岸 : 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸 : 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇)

正規

〇〇〇〇〇〇 〇〇川氾濫注意情報解除

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

とやまかせんこくどうじむしょ
国土交通省 富山河川国道事務所 発表

(第5号)

(主文)

〇〇〇〇〇〇
〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫注意水位(〇.〇〇m)を下回りました。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫注意情報解除		
新着・更新		〇〇
基準観測所		〇〇
対象河川		〇〇川
新着・更新	警戒レベル()相当	
	現況水位	
〇〇市		

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

[防災用語ウェブサイト: 早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

〇〇川 〇〇基準観測所(〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇川左岸 : 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸 : 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇)

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8404202600
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=84
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=136.860277800&y=36.653888900&z=13
------	---

氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報発報形式



川の防災情報
水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課 電話:076-443-4715

年 月 日
〇〇 時 〇〇 分発表
富山県〇〇土木センター

〇〇川 氾濫危険水位情報

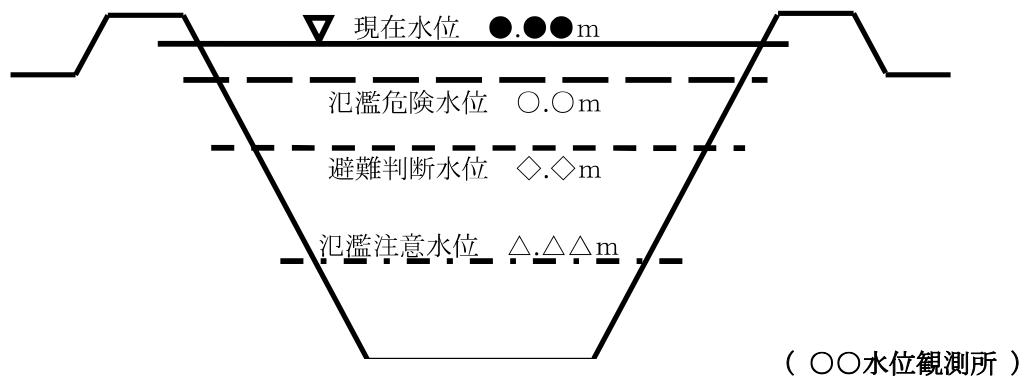
※氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

【主文】【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】

〇〇川は、〇〇時〇〇分に、□□市△△地内の〇〇水位観測所で、避難指示の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位 ◇◇.◇ mに達しました。

〇〇観測所では、●日●●時～〇〇時の1時間に、約▲.▲m水位が上昇し、その後も水位が上昇しています。

市町村長が発する避難情報に十分注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。



伝達確認	通知先								
	電話番号								
	通知者								
	受信者								
	通知（受信）時刻								

附表－19

水 防 実 施 状 況 報 告 書

(水防を行った箇所ごとに作成するもの)

(第1号様式)

年 月 日

(作成責任者)

印

管理団体名				出水 の 概況	川(水位観測所)		雨量(観測所)			
水防実施の 台風又は豪雨名					警戒水位(氾濫注意水位) m		mm/h			
					最高水位 m		mm/24h			
水防実施箇所	右 川 左 地先 m (水防実施箇所の位置がわかる地図の写しを添付すること)									
日時	自 月 日 時 至 月 日 時	水 防 の 結 果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口
			効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
			被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
出動人員数	消防団員	その他	計	使用 資 材	区分	管理団体分	付帯支出分		計	
							国	県		
	人	人	人		土のう類	枚	枚	枚	枚	
					席(むしろ) ビニールシート	枚	枚	枚	枚	
					縄	玉	玉	玉	玉	
水防作業の 概況及び工法	工法:				丸太	本	本	本	本	
	箇所: m				その他					
水防活動または 被害状況写真	(水防活動または被害状況写真)				(水防活動または被害状況写真)					
居住者の出動状況				水防関係者の死傷						
他団体・警察 からの応援状況										
立退きの状況及び これを指示した理由				雨量水位の状況						
今回の水防活動に 関する 反省 備考										

〇〇土木センター(事務所) 水防実施状況報告書

(土木センター(事務所)で作成する総括表)

(第2号様式)

年 月 日

作成責任者 氏名:

出動団体名												
出水の状況												
日時	自 月 日 時 至 月 日 時			水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口
					効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
					被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
				出動	使用資材	区分		管理団体分	付帯支出分		計	
			国			県						
土のう類		枚	枚			枚	枚					
蓆(むしろ) ビニールシート		枚	枚			枚	枚					
縄		玉	玉			玉	玉					
丸太		本	本			本	本					
		その他										
水防活動	実施箇所数		箇所									
	概要											

水防実施状況報告書記載上の注意

第1号様式

- 1 各水防管理団体及び土木センター(事務所)で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- 2 各管理団体においては、所轄土木センター(事務所)に箇所ごとの報告書を3部提出すること。
- 3 水防を行った箇所の位置がわかる地図の写し等を添付すること。
- 4 水防活動また被害状況の写真は、下欄に概要や位置について記入すること。
- 5 一般及び溜池関係は、各々別とすること。

第2号様式

- 1 各管理団体より提出された第1号様式と土木センター(事務所)で作成した1号様式を集計して、第2号様式を作成すること。
- 2 第2号様式に第1号様式を附して水防本部長に2部提出すること。
水防本部長は、提出された各様式を国(北陸地方整備局)に1部提出すること。
- 3 様式の作成にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ア 出水の状況
出水当時の模様を具体的に記入すること。(降雨の期間、降雨状況、河川水位状況、公共土木施設の被害状況など)
 - イ 水防実施の日時及び終結日時
出動の最も早かったものと最終解散のものについて記載のこと。
 - ウ 出動員数は延人数を記入してください。
 - エ 水防活動の実施箇所数
箇所数のみ記載すること。
 - オ 水防活動の概要
水防管理団体及び土木センター(事務所)で実際に行った工法の種類と延長を記載すること。

附表－20

洪水または高潮の際における新潟県と富山県との水防事務に関する協定書

水防法第7条第2項の規定により、洪水または高潮の際における水防事務（以下「水防」という。）について、新潟県（以下「甲」という。）と富山県（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、次表の河川及び海岸の水防について、その円滑な実施を期するため、相互に協力し、当該地域の水災の防止軽減につとめるものとする。

河川または海岸名	水 防 区 域	摘 要
境 川	当河川水系流域	二級河川
青 海 町 海 岸	新潟県西頸城郡青海町	
朝 日 町 海 岸	富山県下新川郡朝日町	

（雨量、水位の通報）

第2条 前条の水防区域を所管する甲及び乙の出先機関（以下「関係出先機関」という。）は、雨量、水位観測資料を次表のとおりそれぞれ通報するものとする。

観 測 所 名	施設管理者	位 置	連 絡 担 当 機 関	通 報 先
上路雨量観測所	青 海 町	青海町大字上路	糸魚川土木事務所	入善土木事務所
境橋水位観測所	富 山 県	朝日町大字境	入善土木事務所	糸魚川土木事務所

2 前項の雨量、水位の通報基準は、次表のとおりとする。

観 測 所 名	通報水位	警戒水位	通 報 基 準
上路雨量観測所			イ 1時間20ミリ以上の雨量を観測したとき。 ロ 降り始めてからの雨量が70ミリに達したとき。 ハ イ、ロの雨量に達したのち、更に30ミリずつ増加したとき。 ニ 洪水にかかる気象注・警報発表時は、ロの雨量に達したのち1時間毎。
境橋水位観測所	1.30m	1.50m	イ 通報水位に達したとき。 ロ 警戒水位に達したとき。 ハ 最高水位に達したとき。 ニ 通報水位を超えたのちは、この水位以下になるまで1時間毎。

（水防活動等の連絡）

第3条 甲と乙は、第1条の水防区域で青海町と朝日町の消防応援協定に基づく水防活動を開始した場合及び顕著な被害または非常災害切迫状況その他特に連絡が必要と認められる状況が発生した場合には、関係出先機関を経由のうえ相互に連絡するものとする。

（資材等の応援）

第4条 甲及び乙は、第1条の水防区域の水防活動のために資器材等が不足し、または不足が予想され、かつ緊急を要するときには、相互に資器材等の応援融通を求めることができるものとする。

2 前項の応援融通を求められた県は、当該県内の水防のためやむをえない事情がない限り、できるだけその求めに応じるものとする。

3 前2項の規定による応援融通のために要した費用は、当該応援融通を求めた県の負担とする。

（水防計画の交換）

第5条 甲と乙は、この協定内容をおのおの水防計画に記載し、当該水防計画書を毎年交換するものとする。

第6条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、そのつど甲乙協議して処理するものとする。

以上この協定の証として証書を2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

昭和48年6月12日

甲	新 潟 県			
	新潟県代表者	新潟県知事	旦	四 郎
乙	富 山 県			
	富山県代表者	富山県知事	中	田 幸 吉

附表 21－1 水防協力団体指定要領（例）

〇〇市（町）水防協力団体指定要領

1. 趣旨

〇〇市（町）では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市（町）における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（〇〇市（町）長）（〇〇市（町）△△部□□課）に「〇〇市（町）水防協力団体指定申請書」（資料 17－2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料 17－3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- （1）水防管理者（〇〇市（町）長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町）水防協力団体認定書」（資料 17－4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附表 21－2 水防協力団体指定申請書様式（例）

○○市（町）水防協力団体指定申請書	
○○市（町）水防管理者 ○○市（町）長 様	年 月 日
住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名	
水防法第 3 6 条第 1 項及び○○市（町）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、○○市（町）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 17－3）を添えて申請します。	

附表 21－3 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

水防協力団体協力活動業務計画書
下記の○○市（町）の実施する水防活動に協力します。
記
※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください
I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3－(1) 関係）
1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3－(2) 関係） 具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等
[]
III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3－(3) 関係）
1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡
IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3－(4) 関係）
1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布
V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3－(5) 関係）
1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習
VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3－(6) 関係）
1 水防団が開催する水防演習への参加 2 住民の避難訓練の実施
◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。
[]

附表 21－4 水防協力団体認定書様式（例）

○○市（町）水防協力団体認定書	
住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代 表 者	年 月 日 ○○市（町）水防管理者 ○○市（町）長
水防法第 3 6 条第 1 項及び○○市(町)水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を○○市(町)水防協力団体に指定します。	

附表 21－5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

○○市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領
1. 趣旨 ○○市（町）における水防活動は、○○市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。 2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係） 水防法第 36 条及び○○市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。 3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係） 連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 17－6）を提出させることができる。 4. 情報提供等（水防法第 40 条関係） 水防管理者は、○○市（町）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。 5. その他 （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。 附 則 この要領は、○○年○○月○○日から施行する。

附表 21－6 水防協力団体協力活動報告書様式（例）

〇〇市（町）水防協力団体協力活動報告書		年 月 日
〇〇市（町）水防管理者		
〇〇市（町）長	様	
	住 所	
	（事務所所在地）	
	団体の名称	
	代表者氏名	
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市（町）水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。		

附表－22

水防管理団体の水防計画作成要領

1 作成要領

- (1) 指定水防管理団体は、富山県水防計画に応じた水防計画を毎年作成し、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮り、遅滞なく富山県知事に届け出なければならない。

非指定水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて水防計画を作成し、所管の土木センター・土木事務所に提出するものとする。

- (2) 水防計画の作成にあつては、水防協議会（これに準ずるものを含む。）において、各種の事態を想定してできる限り具体的に作成し、これを住民に周知徹底するように努めるものとする。

2 水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、次の事項を中心に、具体的に水防計画を作成するものとする。

- (1) 水防本部の設置及び組織
- (2) 水防団担任区域及び動員計画
- (3) 予警報、水防に関する指示命令の受領伝達の方法及び責任者
- (4) 警察、消防その他の関係機関との連絡及び応援計画並びに応援の場合の責任分担
- (5) 水防資材、設備等の整備、備蓄及び運用
- (6) 避難計画
- (7) 水防訓練計画

3 水防計画の作成及び実施上留意すべき事項

- (1) 危険箇所の把握及び被害報告

水防計画は、実際の水防活動に適合するように現地に即したものでなければならない。したがって、水防計画の作成にあつては、その前提となる危険箇所の把握、的確な被害想定が極めて重要な要素であるので、その把握、的確な想定に努めることが必要である。

また、地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものが区域内に所在する水防管理団体は、その施設管理者との連絡体制を確立し、非常事態に対応するための水防計画を作成すること。

- (2) 関係機関との応（受）援体制の確立

複雑な行政組織の中にあつても、その地域で起こり得る事態に対処できるよう、常に関係機関との間で物的、人的応（受）援体制を周到に検討し、確立しておくこと。

- (3) 避難計画

次の事項について、留意、検討すること。

- イ 立退きの指示の時期
- ロ 立退きの指示の方法及び避難の範囲
- ハ 伝達担当者及び避難誘導の責任者、場所、経路
- ニ 水防管理者、警察、県知事の間での立退きの指示に関する調整
- ホ 水防管理者への立退きの指示権の委任
- ヘ 現場指揮体制の確立

附表－23

公用負担権限委任証明書様式（例）

第 号	
公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書	
	所属 職名 氏名
上記の者に する。	区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明
年 月 日	
	水 防 管 理 者 氏名 印

附表－24

公 用 負 担 命 令 票 様 式（例）

公 用 負 担 命 令 票				
負担者 住所 氏名				
物 件	数 量	負担内容（使用・収用・処分）	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により、上記物件を使用（収用・処分）する。				
年 月 日				
命令者 氏名 印				